

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ウガンダ国西ナイル地域の持続的森林・自然資源管理に係る情報収集・確認調査（QCBS）

案件番号：19a00714

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年11月20日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年11月20日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウガンダ国西ナイル地域の持続的森林・自然資源管理に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年2月初旬 ～ 2020年7月下旬

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約1課、大垣内(Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日／競争参加資格確認申請書の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の

者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2019年12月4日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年12月13日 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、 <u>本項目の評価のみをもって</u> 、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2019年12月25日 14時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 108会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年1月10日(金)までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点（該当する場合）
- 3) 競争参加者の価格評価結果
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- ▶ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- ▶ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- ▶ 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな

いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためだけに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ウガンダは伝統的に難民に寛容な政策を取っており、2019年9月時点で、主に南スーダン、コンゴ民主共和国、ブルンジ、ソマリアから120万人を超える難民を受け入れている。このうち南スーダン難民については、2016年2月には約20万人だったが、同年7月に発生した武力衝突の後に70万人まで著しく増加した。2019年9月末時点でも84.8万人に上っており、特にウガンダ北部の西ナイル地域には大量の難民が流入しており、社会的緊張の高まりや、森林・自然資源の枯渇などが大きな問題となっている。南スーダンの情勢は2017年以降も依然不安定なため難民の帰還見通しは不透明であり、難民の滞在期間の長期化が見込まれている。このような中、受入れ地域と難民の間、難民間の不満や緊張を解き、平和的な共存や社会融和を維持・促進することは、ウガンダ北部、ひいてはその周辺を含む地域の平和と安定上の重要な取り組みとなっている。

西ナイル地域は1914年に最後にウガンダに統合された地域であり、「神の抵抗軍（LRA）」の被害は限定的であったが、1970年代のアミンによる軍事クーデター以降2002年の停戦合意（Uganda National Rescue Front II）に至るまで、複数の武装組織による様々な紛争の影響を受けてきており、加えて先述の大量の難民の受入れを行っている。このため、地方行政の基礎的行政機能の確立が課題とされ、また住民の生計手段も自家消費のための農業・畜産などに限られることから、生計手段の多様化も課題の一つとされている。また特に、難民居住地（以下、セトルメント）及び難民受け入れコミュニティ（以下、ホストコミュニティ）の双方、森林・自然資源に依存しながら生活を営んでおり、薪や住宅資材として森林資源が利用されているが、森林・自然資源の減少・劣化が顕著であり、コミュニティ間の緊張の高まりに繋がることが懸念されている¹。

これに対し、JICAを含む開発援助機関は人道支援機関と連携して西ナイル地域のホストコミュニティの負担軽減や、両コミュニティに資する社会サービスの改善などの事業に取り組んでいる。JICAは「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査（2017年7月～2018年3月）」を実施し、また現在は「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト（2016年6月～2020年6月）」を通じて地方行政機能の強化に取り組み、また「コメ振興プロジェクト」（2011年11月-2019年3月）「コメ振興プロジェクトフェーズ2」（2019年4月-2024年3月）ではUNHCR、WFP等と連携して難民に対するコメ栽培の技術指導も行っている。

今般の調査はこれらの協力を補完するため、西ナイル地域の森林・自然資源セクターとエネルギーセクターの概況を調査し、政策決定者や地域住民、市民社会、開発関係機関等のステークホルダーが持続的森林・自然資源管理を実現するために必要となる地理空間情報を提供するとともに、これら両セクターの協力の可能性を検討することを目的として実施するもの。

¹ ウガンダ北部の難民受け入れ地周辺に関し、2010-2013の森林損失は1,919ha、森林劣化は5,664haであったのに対し、2014-2018の森林損失は34,112ha、森林劣化は29,604ha（世銀、2018）

2. 業務の目的

本調査は、西ナイル地域の難民受け入れ地域において、森林・自然資源利用と管理／エネルギー供給にかかる現状と課題を把握し、緊急性の観点で今後の協力及び民間・他ドナー事業との連携の可能性を検討することを目的として実施する。

3. 業務の対象地域

カンパラ、西ナイル地域9県²（アルア、アジュマニ、モヨ、ユンベ、コボコ、マラチャ、ゾンボ、ネッピ、パクワッチ）。

4. 主な相手国関係機関

本業務は先方政府の正式要請に基づいておらず、JICAが独自に今後の協力量針を検討するために基礎情報の収集を目的として実施するものである。首相府、地方自治省、災害予防・難民担当省、水・環境省、森林庁、エネルギー・鉱物資源省、その他関連するライン省庁、西ナイル地域9県（アルア、アジュマニ、モヨ、ユンベ、コボコ、マラチャ、ゾンボ、ネッピ、パクワッチ）の関係部局（計画局、コミュニティ開発局等）等を調査協力機関とし、調査を進める。

5. ウガンダ北部における難民・避難民支援に関連する我が国の主な援助活動

ウガンダ北部では、2009年度から2015年度まで、ウガンダ政府が定めるPoverty Reduction Development Plan (PRDP) に沿い、ウガンダ国内避難民の帰還・定住先での安定した生活を確保することを目的とした「北部復興支援プログラム (REAP)」を実施し、主にアチヨリ地域における①社会インフラ（道路、水供給等）の改善及び②行政官の能力強化を通じた社会サービスデリバリーの促進を行ってきた。また、これまで国際機関（UNHCR、UNDP等）との連携を通じて実施中のプロジェクトを受け皿とした難民支援を実施してきた。

その後、2017年～2018年に「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」を実施し、現在は技術協力プロジェクト「アチヨリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」（2016年～2020年）において、アチヨリ地域全県及び難民流入の影響を大きく受けている西ナイル地域の全県を対象として、包摂的で透明性のあるコミュニティ開発のための地方行政機関（県、郡レベル）の能力強化を支援している。また同じく西ナイル地域にて「コメ振興プロジェクトフェーズ2」（2019年4月～2024年3月）ではUNHCR、WFP等と連携して難民に対するコメ栽培の技術指導も行っている。その他、アチヨリ地域を対象に農民の生計向上を目的とした「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」（2015年～2020年）を実施しており、かつて国内避難民であった農民も対象に含めた活動を実施している。

6. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために、「7. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「8. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

² 全8県で人口266万人（2014年センサス実施時点）、面積約14,722km²。

7. 実施方針および留意事項

(1) 難民支援にかかる我が国の基本的な方針

2016年9月の「難民・移民に関する国連サミット」に安倍総理が出席し、日本は「人間の安全保障」の実現のため、難民・移民への人道支援、自立支援及び受入国・コミュニティ支援として2016年から3年間で総額28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援および受入れ国・コミュニティ支援を実施することを表明した。また2018年12月には国連総会にて「難民に関するグローバル・コンパクト」が採択され、2019年のTICAD7では3つの柱の一つ「平和と安定」にて、「避難民・受入れコミュニティの強靱性の強化等に向けた長期的な取組を支持」する旨言及され、引き続き難民・避難民支援に取り組む方向性が示されている。

(2) 難民とホストコミュニティの関係性への配慮

難民受け入れ地において、難民ホストコミュニティと難民との関係性への配慮は不可欠である。特に、自然環境劣化に関してホストコミュニティやウガンダ政府の一部から「大量の難民受け入れが主たる要因である」という声も聞こえてくるとの情報にも接しているところ、今回調査の結果提示が難民の立場を不利に追い込むことの無いよう細心の注意が必要となり、調査を通じて平和的共存、社会融和に資することを常に意識する必要がある。

また、中・長期的なウガンダ政府の難民受け入れ姿勢、それを踏まえた国連機関等のウガンダ北部での難民受け入れの見込み等を確認し、行政サービス受益、生活条件、土地利用、就業などの両コミュニティの違いなどを十分精査しながら、調査を進める。

(3) 既存情報の活用

本調査の対象地である西ナイル地域においては、上記「5. ウガンダ北部における難民・避難民支援に関連する我が国の主な援助活動」に記載のプロジェクトや調査が実施されている。これらによる既存情報を十分に活用し、効率的に調査を実施する。特に基礎情報収集調査「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」では既にGIS (Geographic Information System: 地理情報システム) を用いた行政サービス等の基本情報を落とし込んだ地理空間情報の作成が進められている。さらにJICAにて森林・自然資源・エネルギーインフラにかかるオープンデータを追加収集している。同GISデータを用い、現地調査を通じて空間情報の検証を通じて精度を高め、持続可能な森林・自然資源利用とエネルギーセクターの改善を広いステークホルダー間で検討可能とするための地理空間情報の取りまとめ・提供を行うこととする。

(4) 本調査を踏まえた協力の可能性

本調査を通じて森林・自然資源の持続的利用を推進するための優先案件の特定を行い、短期的取り組みについては、新規の技術協力及び無償資金協力による対応を主に検討する。またより長期での課題解決が求められるエネルギーセクターの改善等については、地理空間情報の整備を通じて優先取組事項を明らかにし、一般無償（施設・機材等調達方式（現地企業活用型を含む））等を活用した新規案件による対応なども検討する。なお、無償資金協力については、これらの対応

を包括的に進めるものとして、包括無償資金協力実施の可能性を検討する。但し政策借款等の円借款や、海外投融資といった有償資金協力を活用した案件も現実的な案があれば提案する。また、JICAのみならず、外部資金（Green Climate Fund（GCF）等）の活用、他ドナー連携、ソーシャルビジネスへの発展・連携なども視野に入れ調査を進める。

なお、上述の通り本課題の解決のためには森林・自然資源管理の取り組みとエネルギー供給改善の取り組みを組み合わせたマルチセクターのアプローチが不可欠となる。JICAでは主管となる地球環境部のほかに、産業開発・公共政策部（エネルギー供給改善）、平和構築・復興支援室（難民支援）などと協働する体制をとっている。

（５） 優先案件の特定

本調査は、以下の点を踏まえて現地のニーズに応じた事業の絞り込みを行い、短期の優先案件の案件プロファイル3件、中・長期の案件プロファイル（エネルギーセクターの改善含む）3件、合計6件の案件プロファイルを作成する。プロファイルは案件名、案件概要、実施背景、対象地域、プロジェクト期間、関係機関、受益者、事業目的、成果指標、実施体制、事業費概算、平和構築上の留意点などを含むものとする。

- 1) 対象は森林・自然資源の劣化の回復・持続的利用に資するものを基本とするが、そのほかにもコミュニティの生活環境改善に資すると考えられる投入・活動があれば積極的に含める。
- 2) 気候変動緩和及び適応の観点において、コミュニティのレジリエンス強化につながる取組を積極的に含める。
- 3) 森林・自然資源の利用におけるジェンダー平等を推進するよう配慮する。
- 4) 難民流入の影響が多大である場所、開発が著しく遅延している場所等に支援が行き届くよう配慮する。また、本調査後に案件が実施された場合に、コミュニティ住民に対し不平等感を与える等のことがないよう、対象サイト、対象インフラ等の選定には十分注意する。
- 5) セトルメントやホストコミュニティに含まれる弱者（寡婦、孤児、高齢者、障がい者等）が阻害されない計画とする。

（６） 現地調査に関して

現地調査は上記「（３）本調査を踏まえた協力の可能性」および「（４）優先案件の特定」を念頭に、１）国内作業において分析した結果の現地検証（空間情報の検証も含む）、２）現地政府機関、開発・人道支援機関、市民団体、地域住民等からのヒアリング等を実施する。

なお、現地調査に際しては、環境劣化がコミュニティ間の軋轢の原因となりうる現状を十分理解し、難民受け入れコミュニティ、難民コミュニティ、その他関係アクター間で情報の格差が生じないよう工夫を行うこと。

（７） 他ドナーとの連携

当該地域では2017年3月に首相府とUNHCRのイニシアティブでComprehensive Refugee Response Framework（CRRF）が設置され、難民支援に関わる広いアクターが参画した協議フレームワークが設けられており、調査開始時にはCRRF事務局との

意見交換を通じて難民支援の最新情報のアップデートが不可欠となる。またUNHCRをはじめとする国連機関、世銀、USAID (Power Africa)、研究機関(国際林業研究センター(CIFOR)等)、NGO等が支援を行っている。他ドナーの支援内容や今後の支援計画を十分に確認し、支援が重複しないよう留意するとともに、連携可能性について検討する。

(8) 難民・ホストコミュニティ支援の実施体制

難民(セトルメント)についてはUNHCR及び首相府(Office of Prime Minister: OPM)難民局が中心となってセクター別の年間活動計画を策定し、ウガンダ政府は5か年計画に沿って各県が開発計画を策定している。難民とホストコミュニティ両方を包含する計画はなく、UNHCR及びOPM難民局の活動計画と県政府の開発計画の間に補完性もない。

UNHCRは、難民への対応を従来のように緊急・復旧・復興・開発等のフェーズに分けて検討するのではなく、一連のプロセスとしてとらえて人道支援や開発のアクターが協力して恒久的解決を模索するための枠組みとして、包括的難民支援枠組み(Comprehensive Refugee Response Framework: CRRF)を策定しており、ウガンダはCRRFのパイロットに選定されている。現在、OPM難民局が中心となり、CRRFに沿った難民・ホストコミュニティ支援策について、各国ドナーや国際機関のほか、ウガンダ関係省庁及び県政府を巻き込んで議論されている。

本調査は幅広い情報収集及び今後の協力方針を検討することが求められるため、事前の国内準備期間において、必要に応じてJICAウガンダ事務所やドナーとのテレビ会議を行うことを検討する。

(9) 地理空間情報の取り扱いに関して

本調査では森林・自然資源の現状、エネルギーインフラの情報、土地利用の変化などの情報を収集・分析するにあたり、地理空間情報を多用する必要があることが想定される。利用する空間情報においてはその権利関係に留意しつつ、収集、作成された情報が、今後の案件形成およびウガンダ政府、他機関や民間含めた事業の実施においても利用もしくは再現可能なように著作権の処理もしくは出典の明記を行うこと。

(10) 民間連携、科学技術イノベーション(STI)の活用検討

TICAD7にて打ち出された民間連携、STI(Science, Technology and Innovation)などの活用を通じ、イノベティブかつ持続的な取り組みの推進が求められている。本調査でも、課題解決にあたって現地や域内の企業等の有する技術・知見等の活用や、連携体制構築も検討する。

(11) 現地セミナーに係るロジ業務と経費の扱い

第一次及び第二次現地派遣期間中に実施予定であるセミナー(調査報告・意見交換会)に係るロジ業務(県関係者等の参加者(カンパラ在住者を除く)の移動、会場の手配、資料準備・印刷等)は業務従事者が行うこと。また、これにかかる費用は、本調査の見積もりに計上すること。第一次及び第二次現地派遣期間中に実施するセミナーは、それぞれ1回カンパラで開催、1日(終日)、参加者50名を想定している。

通貨：ウガンダシリング

分類	日当（半日）	宿泊費
		カンパラ
C/P	26,000 (17,000)	140,000
ナショナルスタッフ	13,000 (0)	50,000
運転手	10,000 (0)	50,000

8. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。業務従事者はより効果的・効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

- 1) JICA から提供する既存の報告書、国際的コミットメント・フレームワークや難民支援に関する政策等のレビュー及び留意事項を整理する。
- 2) 対象地の森林・自然資源管理及びエネルギー供給改善にかかる国際機関、他ドナー、NGO、民間セクター等の取り組み状況（国内アクター及びケニア、南ア等の域内アクター）に係る情報収集等、現地派遣期間前に収集が可能となる情報については、第一次現地派遣期間前に情報の収集を行い、JICA へ報告する。

- 3) JICA より提供される地図空間情報をもとに、その最終化に向けた工程を整理する。

4) 対象地の森林・自然環境保全セクターの概況

対象地の森林・自然資源の利用と管理に関し、以下の点を把握した上で、現地調査にて追加調査をする項目の洗い出しを行う。

- ① 土地利用の制度と実態
- ② 森林・自然資源の賦存量・利用の状況
- ③ 農業政策／農地利用の状況
- ④ ウガンダ国内及び域内の主な林業ソーシャルビジネス事業者
- ⑤ 国際機関・ドナーによる森林・自然環境保全分野への支援

5) 対象地のエネルギーセクターの概況

エネルギーセクター概況につき、以下の点を把握した上で、現地調査にて追加調査をする項目の洗い出しを行う。

- ① ウガンダ国のエネルギー政策、電力セクター政策
- ② ウガンダ国内及び域内の主なミニグリッド・オフグリッド事業者
- ③ 国際機関・ドナーによる電力分野（ミニ・オフグリッド分野）への支援
- ④ 対象地の電力開発計画（オングリッド／オフグリッド）³
- ⑤ 電力系統および分散型電源に関する基準・法令

- 6) 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。調査対象地は、セトルメントおよびホストコミュニティ（郡レベル）を想定しているが、現地派遣日数を踏まえて調査日程を提案する。

- 7) 上記1)～3)の作業を踏まえて、インセプション・レポート（案）、質問

³ USAIDが2019年3月に実施したUganda Master Plan Projectにおける対象地の調査に関し分析する。

票、調査報告書目次（案）を策定する。インセプション・レポート、質問票、調査報告書目次（案）は、JICA 地球環境部、JICA ウガンダ事務所に説明・協議し、業務実施方針について了解を得る。

（２） 第一次現地派遣期間

第一次現地派遣期間では以下の項目を含む情報収集及び分析を実施する。想定する調査項目は次の通りであるが、これ以外にも調査すべき項目がある場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、以下項目のうち、国・郡レベルで収集できない情報がある場合は、パリッシュ⁴または村レベルの情報を収集して統合する。また、以下情報は「7. 難民とホストコミュニティの関係性への配慮」も踏まえ、難民コミュニティとホストコミュニティの違いにも着目して調査を行う。

1) セトルメント及びホストコミュニティ（郡レベル）に関する基礎情報の更新

「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」で確認されたセトルメント及びホストコミュニティの基礎情報のうち、その後の変化の有無を確認する。また特に以下の2点について、最新の動向を確認する。

- ① セトルメント及びホストコミュニティの社会構造と社会関係（難民と地元住民の共同体機能・住民組織、コミュニティ内・コミュニティ間の互助関係、意思決定及び紛争解決メカニズム）
- ② ウガンダ中央政府（OPM 等）による難民受入に係る取り組み、課題、今後の計画の確認

2) 対象地の森林・自然資源の利用と管理の実態

国内業務で実施した森林・自然環境保全セクター概況分析に基づき、現地で追加調査を行う。

- ① 森林減少要因（ドライバー）、土地利用サイクル等の把握を行うための調査（以下「4」）の調査を行う際に活用する質問票を作成するため、林業事業者、関係機関（CIFOR 等研究機関、ドナー、NGO）等への聞き取りを行う。
- ② 薪炭材需要構造等を含む森林利用の実態
- ③ 営農形態・農業生産等の実態
- ④ 森林減少ホットスポットの特定

3) 対象地のエネルギーセクターの実態

国内業務で実施したエネルギーセクター概況分析に基づき、現地で追加調査を行う。

系統及びミニグリッドについては、以下の業務を行う。

- ① 現地業者の技術レベルを把握するための現地業者へのヒアリング

⁴ ウガンダの地方自治体・地方行政は5層あり、LC5と呼ばれるDistrict（県）、LC4のCounty CouncilとMunicipal Council（部）、LC3のSub-County CouncilとTown Council（郡）、LC2のParish（パリッシュ）、LC1のVillage（村）がある。このうちLC5とLC3が計画策定、計画を執行する権限を持つ地方政府であり、LC5が地方自治体（Local Governments）の基本単位、LC3は下位地方自治体（Lower Local Governments: LLGs）と位置付けられている。

- ② 対象地における変電所、送電線、配電網の技術の確認
- ③ 電力公社あるいは REA（地方電力公社）に対するヒアリングを行い、対象地域における系統計画およびミニグリッド計画の確認を行う。
- ④ ミニグリッド・オフグリッド分野に関する法令・基準の確認を行う（補助金の存在等含む）。
- ⑤ ミニグリッド業者へのヒアリングによるビジネスモデルの調査
- ⑥ 他ドナー・国際機関による支援の状況を把握（マトリクス作成）

オフグリッド（ソーラーホームシステム等）、社会経済（家計・代替エネルギー等）については以下の業務を行う。

- ① オフグリッド業者へのヒアリングによるビジネスモデル調査
 - ② 電化及びクリーンクッキング需要の社会調査（以下「4」の調査）を行う際に活用する質問票を作成するため、オフグリッド業者やクリーンクッキング業者へのヒアリング（どのような情報を収集すれば、進出判断ができるか等）
 - ③ 他ドナー・国際機関による支援の状況を把握（マトリクス作成）
- 4) 森林減少ドライバー／社会需要調査実施のための質問票を完成し、ローカルコンサルタント（再委託）にてアンケート調査を行う。なお、同調査では対象地域の住民の生計手段、生計レベルに加え、携帯所有率、モバイルペイメント利用率・状況なども確認し、オフグリッドサービス活用の可能性検討に資する情報を収集する。
- 5) 他ドナー等の人道・開発アクターの支援の現状と課題
対象地域における人道・開発アクターの支援の現状と課題を確認する。
- 6) 地理空間情報の検証
事前準備（国内作業）にて整理した最終化工程に基づき、対象地域にて地理空間情報の検証作業を実施する。
- 7) 国内・域内等の民間セクターにかかる連携可能性の検討
事前準備（国内作業）での調査結果を踏まえ、ソーシャルビジネスとしての連携可能性にかかる現地での協議・検討を進める。
- 8) 優先案件選定に係る先方政府意向の確認
- ① 優先案件選定に係る基準（クライテリア）の策定、JICA 地球環境部及びウガンダ事務所と協議、先方政府と合意
 - ② 上記クライテリアを用い、本調査を通じた優先案件を検討
 - ③ 北部ドナー会合等、難民支援に関わる援助機関及び先方政府（OPM、Ministry of Local Government (MOLG)等）が集まる会合にて、第一次調査の報告・意見交換を実施（1回、1日（終日）、参加者50名程度、開催地カンパラ）
- (3) 国内作業期間（第一次）
- 1) 第一次現地調査の結果を踏まえ、現地調査結果概要を作成し、また地理空間情報の最終化を行い、帰国報告会にて結果を説明する。
 - 2) 第一次現地調査で収集したウガンダ政府、他ドナー、NGO等の動向や支援状況に関する情報に基づき、第二次現地調査の対象範囲を絞り、JICA地球環境部、JICAウガンダ事務所に提案・協議し、了解を得る。

3) 第二次現地調査の内容の検討を行う。

(4) 第二次現地派遣期間

第二次現地派遣期間では、第一次現地派遣の結果ならびに先方政府との協議を踏まえて選定された優先案件（複数の可能性も想定）のセトルメントおよび受入コミュニティにおいて、森林・自然資源管理及びエネルギーの分野で補足調査を行い、具体的案件のプロファイル（案件名、案件概要、実施背景、対象地域、プロジェクト期間、関係機関、受益者、事業目的、成果指標、実施体制、事業費概算、平和構築上の留意点を含む）を6件程度作成する。補足調査にあたっては、EIA(社会環境配慮)や土地問題についても確認を行う。

1) 地理空間情報の利活用方法のウガンダ側関係者への説明

第一次国内作業期間にて最終化を行った地理空間情報を用いて先方関係者へ以下の通り説明・意見交換を行う。

- ① 地理空間情報を用いて森林・自然資源の劣化の現状を明らかにする。
- ② 森林・自然資源劣化に対する対応策を提示し、持続的森林・自然資源管理の在り方を提示する。
- ③ さらに、森林・自然資源劣化の主たるドライバーとなっている薪炭利用への対処として、エネルギーインフラの改善オプション（改良かまど、代替エネルギー源導入の可能性、オフグリッド・ミニグリッド電化等）の提示を行う。
- ④ 本成果物がその後もウガンダ政府関係者により利活用可能となるよう、担当部局の特定、利活用マニュアルの作成と担当部局への提供・説明を行う。

2) 優先案件（6件）の選定

上記1)での議論を踏まえ、優先案件6件（短期的取り組み3件、中・長期的取り組み3件）を選定し、ウガンダ側関係者と合意する。

3) 優先案件にかかる詳細調査と案件プロファイルの作成

優先案件6件に関し、具体的案件のプロファイル（案件名、案件概要、実施背景、対象地域、プロジェクト期間、関係機関、受益者、事業目的、成果指標、実施体制、事業費概算、平和構築上の留意点を含む）にかかる調査を実施する。

4) 優先案件（中・長期）の3件にかかる施設整備関連調査

エネルギー改善などの優先案件（中・長期）の取組については、一般無償や外部資金等の活用なども念頭に置いていることから、インフラ整備にかかる以下のような検討も行う。

- ① 各施設の整備にかかる許認可権限、設置後の維持管理について、体制を確認する。また対象となる行政機関等に対し、案件計画を説明し、基本的な同意を得る。
- ② 設置場所につき調査する（利用状況のほか、建設・工事に必要な土地の確保見込み、工事時のアクセス（雨季・乾季の差異に留意）、その他）。案件の設計・積算に必要な地質・土質・水文等調査、また水理地質等にかかるデータは、関係省庁や地方行政機関が有する既存データを確認する
- ③ 資材価格、傭員費、資材運搬費、ならびに現地施工業者による工事・建設費、施工業者の実施経験・能力を調査する
- ④ 資材調達・管理計画を含む施工計画を検討する。

⑤ 上記を踏まえ、事業費概算の積算を行う。

5) 第二次調査結果の取り纏め

下記7)で実施する報告・意見交換会に先立ち、第二次調査の結果をまとめてJICA地球環境部、JICAウガンダ事務所に提出し、JICAのコメントを踏まえて発表内容を作成する。

6) 本調査における公開可能なプロダクト完成

本調査を通して作成した(1)空間情報データ、(2)対象地におけるエネルギー需要調査(電力・調理含む)の結果をホームページや紙媒体で公開可能な成果品として取りまとめる。

7) 第二次調査結果の報告・意見交換を実施

北部ドナー会合等、難民支援に関わる援助機関及び先方政府(OPM、MOLG等)、森林・自然資源管理関連機関、オフグリッド電力やクリーンクッキング業者が集まる会合にて、第二次調査の報告・意見交換を実施(1回、1日(終日)、参加者50名程度、開催地カンパラ)。

(5) 国内作業期間(第二次)

第二次現地派遣を通じて調査を行った案件のプロファイルを6件程度取り纏める。また第一次・第二次現地派遣の結果を踏まえて、西ナイル地域における持続的森林・自然資源管理にかかるJICAの協力支援策の検討を含めてファイナルレポートを取りまとめる。

9. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、英語、日本語の双方で準備し、JICA地球環境部及びウガンダ事務所へ提出すること。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。最終成果品以外の報告書は、簡易製本や電子データでの提出とする。

(1) 報告書

報告書	提出時期	部数
業務計画書	契約締結から起算して10営業日以内(2020年1月下旬)	和文5部、英文5部(簡易製本)及び電子データ
インテリム・レポート	第一次現地派遣期間後(2020年3月中旬)	和文5部、英文5部(簡易製本)及び電子データ
ワーク・プラン(第二次)	第一次現地派遣期間後(2020年3月下旬)	和文5部、英文10部(簡易製本)及び電子データ
ファイナルレポート	第二次現地派遣期間後(2020年6月上旬)	和文(製本)3部、英文10部(製本)、CD-ROM、2部

(2) 地理空間情報等

本業務において作成および収集した地理空間情報に関連するデータはベクターデータに関してはSHP形式、GeoJSON形式もしくはKML形式で、ラスターデータに関してはGeoTIFF形式でCD-Rにて提出する。なお、Google Earth Engineを用

いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

(3) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを添付した上でJICAに提出する。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、JICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 業務従事者の従事計画・実績表

(5) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。また上記成果品は製本とする。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：森林・自然資源利用と管理及びエネルギー供給にかかる各種業務・調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者／森林・自然資源管理（2号）

➢ 電力計画（3号）（※対象国経験及び語学評価なし）

➢ 外部・民間資金連携（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／森林・自然資源管理）】

a) 類似業務経験の分野：森林管理及び自然資源管理に係る各種調査

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 電力計画】

a) 類似業務経験の分野：エネルギー供給に係る各種調査

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及びその他全途上国

- c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：担当分野 外部・民間資金連携】
- a) 類似業務経験の分野：開発資金調達に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及其他全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2020年2月上旬より開始し、2020年7月下旬終了を目処とする。プロポーザルには具体的な業務行程も提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 10.13 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／森林・自然資源管理（2号）
- ② 電力計画（3号）
- ③ 外部・民間資金連携（3号）
- ④ 空間情報解析
- ⑤ 平和構築アセスメント／コミュニティ開発
- ⑥ オフグリッド／社会経済（家計・代替エネルギー等）

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- 森林減少ドライバー／社会需要に係る調査

(4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

本調査は、各国からの特別な便宜供与を想定していない。したがって実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められる。ただし、各 JICA 事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

(5) 安全管理（実質的な行動規範が策定されている国・地域のみに限る。）

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所の安全基準に従い、安全管理に関する十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様

に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 消費税及び地方消費税（税率：10%）を含めて見積もってください。
- (4) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額です。また、業務実施に際して、各費目内訳の中で流用が可能です。
- 【記載例】
- 現地再委託費（再委託費）： 8,000千円
- 森林減少ドライバー／電化需要社会調査 8,000千円
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。
- 東京⇒ドーハ⇒カンパラ（カタール航空）
- 東京⇒ドバイ⇒カンパラ（エミレーツ航空）
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 公開資料

以下、公開資料についてはJICA図書館において公開されております。

- 西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート

(http://open_jicareport.jica.go.jp/423/423/423_418_12318473.html)

(2) 貸与資料

以下、貸与資料については、JICA地球環境部（gegdn@jica.go.jp）までご連絡ください。

- 「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」関連資料

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6

(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／森林・自然資源管理</u>	(30)	()
ア) 類似業務の経験	12	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	5	
エ) 業務主任者等としての経験	6	
オ) その他学位、資格等	4	
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇計画</u>	()	()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>電力計画</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>外部・民間資金連携</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 地球環境部森林自然環境グループ（第二チーム）の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者
東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-

